

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社LIXIL			コード	5938
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/19		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月19日開催の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	青木 淳	社外取締役	○													○		有
2	石塚 茂樹	社外取締役	○										△					有
3	石野 博	社外取締役	○										△				新任	有
4	大堀 龍介	社外取締役	○													○		有
5	金野 志保	社外取締役	○													○		有
6	田村 真由美	社外取締役	○													○		有
7	西浦 裕二	社外取締役	○										△					有
8	綿引 万里子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	青木氏は、株式会社資生堂の執行役員常務でしたが、2021年12月に退任しています。直近事業年度において、同社グループと当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。	青木氏は、一級建築士であり、都市計画・建物・建材等に関する豊富な業界の経験・知見を有しています。また上場企業のChief People Officerとして人事・組織変革の中核を担い、人材育成の強化や風土改革、ダイバーシティの推進等に貢献したことにも加え、グローバルに事業を展開する上場企業の経営経験を有しています。当社においても、特に人事・組織運営に関する専門性を活かし、取締役会において課題の発見、リスクの把握等において重要な視座を提供し積極的に発言するとともに、報酬委員会委員長として、役員報酬制度の確立等を行っています。今後も当社の社外取締役として取締役会・委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。
2	石塚氏は、ソニーグループ株式会社の副会長でしたが、2023年3月に退任しています。同社グループと当社グループとの間にはデジタル機器の修繕や修理等に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.00002%、当社グループの直近事業年度における売上収益に対する割合は0.0005%であり、両社において主要な取引先には該当していません。	石塚氏は、グローバルに事業を展開する上場企業での経営経験を有することに加え、エンジニア出身者として、情報セキュリティ、IT・デジタル技術、製造技術、品質マネジメント、マーケティング等の深い見識を有しています。当社においても、経営実務経験、および製造・技術開発に関する高い見識を活かし、取締役会において積極的に発言するとともに、監査委員会委員として、情報セキュリティ、IT・デジタル技術、品質マネジメント、リスクの把握等において重要な視座を提供しています。また報酬委員会委員として、透明性の高い役員報酬制度の確立に資する発言をおこなっています。今後も当社の社外取締役として取締役会・委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。
3	石野氏は、関西ペイント株式会社の代表取締役でしたが、2019年6月に退任しています。同社グループと当社グループとの間には製品の購入や修理に関する取引がありますが、同社グループの直近事業年度における売上高に対する割合は0.07%、当社グループの直近事業年度における売上収益に対する割合は0.00003%であり、両社において主要な取引先には該当していません。	石野氏は、大手商社における海外業務の経験を有することに加え、グローバルに事業を開拓する上場メーカーでの製造から営業、販売に至る事業オペレーション、リスク管理に関する深い経験・知見を有しています。加えて、同社の代表取締役社長、および他の上場メーカーにおける社外取締役としての取締役会議長の経験を有しています。グローバルな製造業の経営経験者の視座に立った経営の監督や、当社の取締役会・委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、新任の社外取締役候補者といたしました。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
4	<p>大堀氏は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の業務執行者でしたが、2017年3月に退職しています。直近事業年度において、同社と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>大堀氏は、大手金融機関のアナリストとして、また外資系運用会社の運用責任者として豊富な経験を有し、財務・市場分析、リスク管理に関する深い知識を有しています。加えて、機関投資家と企業との対話を促進する団体の理事を務め、政府機関主催の情報開示に関する研究会に参加するなど、企業の情報開示に関する高い見識を有しています。当社においても、上記の経験・知見を活かし、取締役会において積極的に発言するとともに、指名委員会委員として、透明性の高い取締役・執行役候補者決定プロセスに資する発言をおこなっています。また監査委員会委員として、特に市場分析や情報開示に関する専門性を活かし、課題の発見、リスクの把握等において重要な視座を提供し、監督機能の向上に資する発言をおこなっています。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、大堀氏が2017年3月まで所属していたJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は、当社の主要取引先または主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は当社の大株主であるJPモルガン証券株式会社（当事業年度末時点における同社による当社株式の保有比率は1.64%）の兄弟会社ですが、両社の関係は米国のJPモルガン・ヂェース・アンド・カンパニーを間接の親会社とするものであり直接の影響を与える関係ではなく、かつ、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は当社の株主ではないため、独立性を有することの判断に影響を与えるものではないと判断しています。また、同氏は、1996年5月まで、当社の幹事証券会社（主幹事証券会社ではない）である野村證券株式会社に在籍していましたが、退職後29年経過しており、独立性を有することの判断に影響を与えるものではないと判断しています。</p>
5	<p>金野氏は、金野志保はばたき法律事務所の弁護士です。同法律事務所と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>金野氏は、法律の専門家である弁護士であり、弁護士業務を通じて得たコーポレート・ガバナンスやダイバーシティに関する深い知識を有しています。同氏は企業の業務執行に当たった直接の経験はありませんが、コーポレート・ガバナンスおよびダイバーシティ&インクルージョンに関する深い知識、ならびに上場企業社外役員の経験をもとに、当社社外取締役の職務を引き続き遂行できるものと判断しています。当社においても、上記の経験・知見を活かし、取締役会において積極的に発言するとともに、監査委員会委員として、特に市場分析や情報開示に関する専門性を活かし、課題の発見、リスクの把握等において重要な視座を提供し、監督機能の向上に貢献しています。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、金野氏が所属する金野志保はばたき法律事務所は、当社の主要取引先または主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
6	<p>田村氏は、ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現株式会社西友）の執行役員 シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者（CFO）でしたが、2013年に退任しています。直近事業年度において、同社と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>田村氏は、複数のグローバル企業においてCFOを歴任し、経営計画策定やM&Aに携わるなど、財務・会計に関する深い知識を有しています。また複数の上場企業の社外役員を経験しており、コーポレート・ガバナンスやダイバーシティ&インクルージョンに関する見識を有しています。当社においても、上記の経験・知見を活かし、取締役会において積極的に発言するとともに、監査委員会委員として、特に財務・会計に関する専門性を活かし、課題の発見・リスクの把握等において重要な視座を提供し、監督機能の向上に貢献しています。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、田村氏が2013年7月まで所属していた現株式会社西友は、当社の主要取引先または主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
7	<p>西浦氏は、アクサ生命保険株式会社の取締役会長でしたが、2015年6月に退任しています。同社と当社グループとの間には団体保険の取扱手数料に関する取引がありますが、同社の保険料等収入に対する割合は0.00001%であることから、主要な取引先には該当していません。また、同氏はアクサ損害保険株式会社の取締役会長でしたが、2015年6月に退任しています。直近事業年度において、同社と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。同氏は、三井住友トラストクラブ株式会社の代表取締役会長でしたが、2018年12月に退任しています。直近事業年度において、同社と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p> <p>なお、同氏は、住信友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）に2000年1月まで在籍していましたが、退職後25年経過しており、また、同社の顧問を2015年12月から5年間務め2020年3月に退任しましたが、業務執行に携わっておらず、独立性を有することの判断に影響を与えるものではないと判断しています。</p>	<p>西浦氏は、多くの企業再生案件に関わってきた経営のプロフェッショナルであり、財務分析・M&A、リスク管理、マーケティング等、企業経営に関する広範かつ深い知見を有しています。当社社外取締役就任以降は、上記の経験・知見を活かし、取締役会議長として専門性豊かな取締役で構成される取締役会での議論を主導し、成長戦略の監督とリスク管理を適切におこなうことで取締役会の実効性向上をけん引しています。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記のような該当状況はあるものの、西浦氏が所属していたアクサ生命保険株式会社（2015年6月退任）、アクサ損害保険株式会社（2015年6月退任）および三井住友トラストクラブ株式会社（2018年12月退任）は、当社の主要取引先または主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
8	<p>綿引氏は、岡村総合法律事務所所属の弁護士です。同法律事務所と当社グループとの間には取引がないことから、主要な取引先には該当していません。</p>	<p>綿引氏は、長年にわたる裁判官としてのキャリアを有し、企業法務、行政・労働問題に関する事案を含む多くの民事事件の解決に携わった経験を有するとともに、複数の高等裁判所の長官を歴任し、コンプライアンス・ガバナンスの徹底、人事管理・人材育成、危機管理等の組織運営に関する実績と知見を有しています。また、裁判官退官後は、複数の民間組織の第三者委員会の委員長等を務め、コンプライアンス・ガバナンスの改善に寄与してきました。同氏は企業の業務執行に当たった直接の経験はありませんが、裁判官として多くの事件処理に携わった経験、特に行政、労働問題に関する高い専門性、高等裁判所長官としての組織運営の実務経験等を基に、当社社外取締役としてその職務を引き続き遂行できるものと判断しています。当社においても、上記の経験・知見を活かし、取締役会において積極的に発言するとともに、指名委員会委員長として、透明性の高い取締役・執行役候補者決定プロセスの立案・推進をけん引しています。今後も当社の社外取締役として取締役会、委員会の実効性向上への貢献が期待し得ることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>左記の該当状況のとおり、綿引氏が所属する岡村総合法律事務所は、当社の主要取引先または主要株主にも該当しないことから、同氏は当社に対する独立性を有するものと判断し、さらに、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準（4. 補足説明参照）の双方を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

4. 補足説明

当社は、社外取締役の独立性を確保するため、「LIXILコーポレートガバナンス基本方針」において、以下のとおりその独立性基準を定めております。

第30条（独立性基準）

1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有しているものとする。
 - (1) 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者（以下、本条において、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。）
 - (2) 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
 - (3) 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
 - (4) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
 - (5) 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
 - (6) 当社グループから年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という。）である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
 - (7) 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等という。）である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
 - (8) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が本項第1号から第7号までのいずれかに該当する者
 - (9) 過去5年間において、本項第1号から第8号までのいずれかに該当していた者
 - (10) 当社グループの業務執行者（本項第1号の定めにかかるわらず、業務執行取締役、執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。）が役員に就任している会社の業務執行者
2. 当社の取締役会は、社外取締役に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けていることについて、継続的に監視する。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者は各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。